

## 医師組合員並びに後期医師組合員の皆様へ

### — 令和4年4月から、傷病手当金・傷病見舞金の制度を変更いたします —

令和4年3月12日に開催した組合会にて、組合規約及び給付規則の見直しを行い、75歳未満の医師組合員に対する傷病手当金並びに、75歳以上の後期医師組合員に対する傷病見舞金の制度を、令和4年4月1日より変更することに決定いたしました。

主な変更内容は、以下の通りです。

#### 変更点① 待機期間が、10日間から4日間になります。

待機期間とは、実際に給付を受けることができるまでの期間です。

以前に比べて、手術や入院をしても短期間で業務に復帰することが多くなっている状況を踏まえ、待機期間を10日間から4日間に短縮することで、5日目から支給ができますので、短期間で業務に復帰する先生方も申請ができるようになります。

但し、令和4年3月31日以前に業務に従事できない期間がある場合の申請（75歳以上の後期医師組合員の方は入院期間に限る）を、令和4年4月1日以降にご提出された場合には、改正前の規約・規則が適用されるため、待機期間は、10日間となりますので、ご了承ください。

#### 変更点② 支給日数が、通算365日間から通算180日間になります。

待機期間を10日間から4日間へ短縮することで、今までよりも多くの先生方から申請をいただくことが想定されます。申請件数が増加し、組合の負担も増加しますと、保険料の引き上げに繋がることが危惧されることから、急激な負担増加を抑えるため、支給日数を短縮させていただきます。

支給日数の短縮につきましては、先生方にはご迷惑をおかけすることになりますが、より多くの先生方に、傷病手当金・傷病見舞金の制度をご利用いただきたいと考えておりますので、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

#### --- 現行の規約・規則で傷病手当金・傷病見舞金を支給している方について ---

現行の規約・規則で傷病手当金・傷病見舞金を支給している方に対する、規約・規則改正後の取扱いにつきましては、規約・規則改正後も猶予期間を設けており、令和7年3月31日までに限り、現行の規約・規則を適用できるようにしております。